愛媛県報

令和８年11月24日火曜日　第766号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 形質変更時要届出区域の指定……（環境・ゼロカーボン推進課）… 759
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（２件）……（経営支援課）… 759
○ 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧……（農地整備課）… 760
○ 肥料登録有効期間の更新……（農産園芸課）… 761
○ 保安林の指定施業要件の変更……（森林整備課）… 761
○ 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示……（　〃　）… 761
○ 土地改良区役員の就退任の届出……（中予地方局農村整備第一課）… 761
○ 道路の供用開始（一般国道 494 号）……（中予地方局久万高原土木事務所）… 762
○ 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）……（南予地方局八幡浜土木事務所）… 762
○ 道路の区域変更（一般国道 378 号）……（南予地方局西予土木事務所）… 762

告　　示

○愛媛県告示第1176号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　区域

新居浜市惣開町乙１番23の一部（次の図のとおり）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、１，２－ジクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

３　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

４　土壌汚染対策法施行規則第58条第５項第12号に該当

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広728番地３	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか３者	株式会社フジ ほか１者	令和８年５月19日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商

工観光課並びに伊予市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第６条第３項において準用する法第５条第２項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変　更　前	変　更　後	変更する年月日	届　出年月日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広728番地３	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	5,781平方メートル	2,735平方メートル	令和９年７月12日	令和８年11月11日
		駐車場の位置及び収容台数	338台（４箇所）	120台（３箇所）		
		駐輪場の位置及び収容台数	178台（５箇所）	76台（３箇所）		
		荷さばき施設の位置及び面積	282平方メートル（１箇所）	292平方メートル（１箇所）		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	147立方メートル（２箇所）	26.6立方メートル（２箇所）		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻　午前９時 閉店時刻　午後11時	24時間		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前８時45分から午後11時15分まで	24時間		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	９箇所	８箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前７時から午後５時まで	午前６時から午後10時まで		

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1179号

県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）上浦地区盛換地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第４項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、今治市農業土木課を経由して愛媛県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画の取消しの訴えは、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となる。）提起することができる。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対す

る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書の写し

2　縦覧期間

令和８年11月25日から12月22日まで

3　縦覧場所

今治市役所及び今治市役所上浦支所

○愛媛県告示第1180号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和11年11月24日	愛媛県第1297号	魚廃物加工肥料	日振島魚カス加工肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.5	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限は、公定規格のとおり	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町４丁目６番地２

○愛媛県告示第1181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西条市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

福成寺乙166・乙168・乙194の１・乙194の２・乙195（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1182号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和８年10月23日愛媛県告示第1082号）に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備　考
松山市立岩米之野乙334番１、乙334番２	白　石　泰　憲	森林所有者
松山市立岩米之野乙334番１、乙334番２	田　中　早　苗	森林所有者
松山市立岩米之野乙614番２	越　智　　正	森林所有者
松山市立岩米之野乙259番	越　智　和　人	森林所有者
松山市立岩米之野乙260番	越　智　　聡	森林所有者
松山市立岩米之野乙608番	平　岡　幸　雄	森林所有者

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和８年11月24日

愛媛県中予地方局長　小　山　哲　司

退　任

役員の種類	氏　　名	住　　所
監　事	藤　原　誠　忠	松山市東垣生町500－９

○愛媛県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3849番２から 同町東川3848番４まで	令和８年11月24日

○愛媛県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島甲911番２から 同町小島甲911番２まで	令和８年11月24日

○愛媛県告示第1186号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
				メートル	キロメートル	
一般国道	378号	西予市明浜町狩浜３番耕地2235番から 同町狩浜３番耕地1603番２まで	旧	4.2～31.6	0.675	
〃	〃	西予市明浜町狩浜３番耕地2235番から 同町狩浜３番耕地1576番１まで	新	21.8～62.1	0.642	
〃	〃	西予市三瓶町長早４番耕地57番１地先から 同町長早４番耕地38番２地先まで	旧	5.2～11.3	0.085	
〃	〃	西予市三瓶町長早４番耕地57番１地先から 同町長早４番耕地38番２地先まで	新	5.3～13.1	0.085	